

■ 共愛学園ともさくら奨学金

本学独自の奨学金で、本学園の校章「共桜」にちなんだ奨学金です。学生の経済状況に応じて給付され、返還義務はありません。ただし、学則に違背するなど奨学生として不適格と認められる場合には、給付が停止され返還しなければなりません。学生センターの奨学金担当者が個別の相談に応じています。

● 種類・給付額・給付方法・返還

種類	給付額	支給方法	返還
緊急時奨学金	自己負担分の授業料半額又は 1/4 相当額	給付	不要
経済支援奨学金 A	自己負担分の授業料半額相当額	給付	不要
経済支援奨学金 B	自己負担分の授業料 1/4 相当額	給付	不要

● 各種別の説明

1. 緊急時奨学金

- 概要：緊急時の臨時奨学金です。
- 対象：次のいずれかに該当し、かつ生活態度が良好で「大学等における修学支援のための法律」に基づく授業料の減免対象者に採用されていない学生です。
 - ・災害等の被害等により、学費支弁が困難な状況に陥った学生
 - ・家計の急変により、学費支弁が困難な状況に陥った学生
- 適用：災害や家計急変が、前期に生じた場合は授業料半額相当が適用され、後期に生じた場合は 1/4 相当が適用されます。ただし、本奨学金採用者が学内奨学金を複数受給する場合、年間総額は入学金分の奨学金を除き自己負担分の授業料半額相当額または 1/4 相当額を上限とします。また、「大学等における修学支援のための法律」に基づく授業料の減免対象者に採用された学生は本奨学金を併給することはできません。
- 手続：随時受け付けています。上記の状況が生じた場合に、学生センターに相談してください。
- 採用：提出された書類並びに学修状況を勘案し、必要に応じて面談を行い、採用の可否を判断します。留学生の場合には、留学生支援センターとも協議をします。
- 給付：奨学生として採用された者の指定口座へ給付します。

2. 経済支援奨学金 A・B

- 概要：学生の経済状況に応じて給付される奨学金です。
- 対象：日本学生支援機構の奨学金等に申し込みをしている全ての学生が対象となります。ただし、「大学等における修学支援のための法律」に基づく授業料の減免対象者に採用されている学生は対象外となります。また、成績や取得単位数の条件もありますので、学生センターに相談してください。
- 適用：家計の状況に応じて、AまたはBが適用されます。なお、本奨学金採用者が学内奨学金を複数受給する場合、年間総額は入学金分の奨学金を除き自己負担分の授業料半額相当額または 1/4 相当額が上限となります。
- 手続：次のスケジュールで手続きを行います。（年度によって異なります。）
 - 4 月：募集掲示・説明会にて願書配布
 - 6 月：願書・生計維持者の収入を証明する書類を学生センターへ提出
 - ※生計維持者（原則父母）の「所得証明書（原本）」か「源泉徴収票」か「確定申告書控」を 2 年分添付しなければなりません。
 - 書類に基づく面接
 - 7・8 月：採用者決定
- 採用：提出された書類、学修状況、並びに面接の結果を総合し、採用の可否を判断します。留学生の場合

は、留学生支援センターとも協議をします。

- 給 付：奨学生として採用された者の指定口座へ給付します。